

## 函館市公衆浴場経営安定化事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、公衆浴場の確保のための特別措置に関する法律（昭和56年法律第68号）の趣旨に鑑み、入浴機会の確保を通じて保健衛生の向上に寄与するため、公衆浴場の経営者に対し公衆浴場の経営に要する経費の一部について、函館市公衆浴場経営安定化事業補助金（以下「補助金」という。）を交付することを目的とし、この交付に関し函館市補助金等交付規則（昭和62年函館市規則第43号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 公衆浴場 市内に設置されている公衆浴場法（昭和23年法律第139号）第2条第1項の規定による営業許可を受けているものであって、函館市公衆浴場法施行条例（平成25年条例第34号）第2条第1号および函館市普通浴場の確保を図るための指針に該当するもの（市が設置または運営するものを除く。）
- (2) 1日平均入浴客数 公衆浴場における1年間（1月から12月まで）の入浴料金収入を大人料金および営業日数で除したものの
- (3) 基準入浴客数 北海道内の経営状況が平均的な公衆浴場における大人料金換算後の1日平均入浴客数であって北海道知事が決定したもの

(補助対象公衆浴場)

第3条 補助の対象となる公衆浴場は、次に掲げる要件の全てに該当するものとする。

- (1) 補助申請日において、連続して30日以上休業していないこと。  
ただし、次に掲げる理由による休業を除く。
  - ア 天災地変、火災のため
  - イ 公衆浴場施設の改築、修理のため
  - ウ 経営者または従業員の病気・怪我などのため

(2) 補助申請日の属する年度の初日の属する年の前年（以下「基準年」という。）の1月から12月の1日平均入浴客数が、北海道が公表している基準年の基準入浴客数の200パーセントに満たないこと。

(3) 基準年の1月から12月までにおける営業日数が180日以上であること。

（補助対象者）

第4条 補助の対象となる者は、次に掲げる要件の全てを備えている公衆浴場の経営者とする。

(1) 原則として、補助対象公衆浴場の経営を今後1年間以上継続して行う意思があること。

(2) 市税に滞納のないこと。

（補助対象経費）

第5条 補助金の交付の対象となる経費は、基準年の1月から12月までの公衆浴場の経営に要した経費のうち光熱費（重油、石炭、廃油、廃材、灯油、ガスその他の燃料費および電気料）とする。

（補助金の額）

第6条 補助金の額は、基準年の1月から12月までにおける補助対象経費を支出した額または別表の左欄に掲げる補助基準額のいずれか低い額と同表の中央欄に掲げる公衆浴場の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる補助率を乗じて得た額（その額に1万円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）のうち、予算の範囲内の額とする。

（補助金の交付申請）

第7条 補助金の交付を申請しようとする者は、別記第1号様式の補助金交付申請書に、別記第2号様式の補助事業の実績書および次の各号に定める書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(1) 別記第3号様式 経営継続の確約書

(2) 別記第4号様式 入浴料金収入等報告書

(3) 別記第5号様式 燃料費支出額報告書

(4) 別記第6号様式 電気料支出額報告書

(5) 申請の前年度分の市税に係る納税証明書(発行1か月以内のもの)

(6) その他市長が必要と認める書類

(交付決定および額の確定)

第8条 市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、補助金の交付の可否を決定する。

2 市長は、補助金の交付を決定した者に対し、別記第7号様式の補助金交付決定および額の確定通知書により通知するものとする。

3 市長は、補助金の交付をしないことと決定した者に対し、別記第8号様式の補助金不交付決定通知書により通知するものとする。

(補助金の交付決定の取消しおよび返還)

第9条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当する場合は、補助金の交付決定の一部または全部を取り消すことができる。

(1) 虚偽の申請または不正の手段により補助金の交付を受けたとき。

(2) この要綱または規則に違反したとき。

2 前項の規定により補助金の交付を取り消した場合において、既に補助金が交付されているときは、その返還を命ずることができる。

(補則)

第10条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年7月14日から施行する。

別表（第6条関係）

補助基準額	公衆浴場の区分	補助率
460万円	1日平均入浴客数が基準入浴客数の100パーセント未満の公衆浴場	補助対象経費の2分の1以内
	1日平均入浴客数が基準入浴客数の100パーセント以上150パーセント未満の公衆浴場	補助対象経費の3分の1以内
	1日平均入浴客数が基準入浴客数の150パーセント以上200パーセント未満の公衆浴場	補助対象経費の4分の1以内

別記第1号様式（第7条関係）

年度 補助金交付申請書

年 月 日

函館市長 様

住所 函館市

申請者

氏名

（法人の場合は法人名および代表者名）

補助事業の名称 函館市公衆浴場経営安定化事業

上記の補助事業に関し、補助金の交付を受けたいので、函館市公衆浴場経営安定化事業補助金交付要綱第7条の規定により、関係書類を添えて申請します。

記

1 公衆浴場の名称

2 補助事業に要した経費 金 円

3 補助金交付申請額 金 円

別記第2号様式（第7条関係）

年度 補助事業の実績書

1 公衆浴場の所在地および名称

(1) 所在地 函館市

(2) 名称

2 入浴料金収入（ 年）  円

3 1日平均入浴客数（ 年）  人

4 光熱費（ 年）

(1) 燃料費  円

(2) 電気料  円

合計 (1) + (2)  円

別記第3号様式（第7条関係）

経営継続の確約書

年 月 日

函館市長 様

住 所

氏 名

（法人の場合は法人名および代表者名）

私は、下記の公衆浴場について1年間以上継続して経営することを確約します。

記

- 1 公衆浴場の名称
- 2 公衆浴場の所在地

別記第4号様式（第7条関係）

## 入浴料金収入等報告書

1 公衆浴場名

2 月別入浴料金等（            年）

月 別	営業日数	入浴料金収入	備 考
1 月	日	円	
2 月	日	円	
3 月	日	円	
4 月	日	円	
5 月	日	円	
6 月	日	円	
7 月	日	円	
8 月	日	円	
9 月	日	円	
10 月	日	円	
11 月	日	円	
12 月	日	円	
計	日	円	

3 入 浴 料 金

大人（12歳以上）

円

4 1日平均入浴客数

※ [入浴料金収入の計 ÷ 大人入浴料金 ÷ 営業日数の計] で算出したもの

<input type="text"/>	円	÷	<input type="text"/>	円	÷	<input type="text"/>	日	=	<input type="text"/>	人
----------------------	---	---	----------------------	---	---	----------------------	---	---	----------------------	---



別記第5号様式（第7条関係）

### 燃料費支出額報告書

1 公衆浴場名

2 燃料の種類

[重油，石炭，廃油，廃材，灯油，ガス，その他（ ）]

3 月別支出額（ 年）

月 別	支出額	(数量/単位)	備 考
1 月	円	( )	
2 月	円	( )	
3 月	円	( )	
4 月	円	( )	
5 月	円	( )	
6 月	円	( )	
7 月	円	( )	
8 月	円	( )	
9 月	円	( )	
10 月	円	( )	
11 月	円	( )	
12 月	円	( )	
計	円	( )	

※支出額等を証明する書類（領収書など）を添付すること

別記第 6 号様式 (第 7 条関係)

### 電気料支出額報告書

1 公衆浴場名

2 契約内容 電力会社名 ( )  
料金プラン名 ( )

3 月別支出額 ( 年)

月 別	支出額	(数量/単位)	備 考
1 月	円	( )	
2 月	円	( )	
3 月	円	( )	
4 月	円	( )	
5 月	円	( )	
6 月	円	( )	
7 月	円	( )	
8 月	円	( )	
9 月	円	( )	
1 0 月	円	( )	
1 1 月	円	( )	
1 2 月	円	( )	
計	円	( )	

※支出額等を証明する書類 (領収書など) を添付すること

別記第7号様式（第8条関係）

年度 補助金交付決定および額の確定通知書

函 保 生  
年 月 日

住所  
補助事業者

氏名 様

函館市長 印

補助事業の名称 年度函館市公衆浴場経営安定化事業

年 月 日付で申請のあった上記の補助事業に係る補助金の交付については、内容審査の結果、次のとおり決定したので、函館市公衆浴場経営安定化事業補助金交付要綱第8条第2項の規定により通知します。

記

1 公衆浴場の名称

2 補助金の交付額

補助対象の燃料等	補助対象経費	補助率	補助金の交付額
	( )		

※「補助対象経費」欄の（）内は、支出した燃料費および電気料の合計額

3 次の条件を承知されたい。

- (1) この通知に係る補助金等の交付の決定の内容またはこれに付された条件に不服があるときは、文書をもって当該補助金等の交付の申請を取り下げることができる。
- (2) 次の場合には、速やかに市長に報告して、その承認または指示を受けること。
  - (ア) 補助事業等の内容の変更または経費の配分の変更（市長の定める軽微な変更を除く。）をする場合。
  - (イ) 補助事業等を中止し、または廃止する場合。
  - (ウ) 補助事業等が予定の期間内に完了しない場合または補助事業等の遂行が困難となった場合。
- (3) この補助金等の交付の決定後における事情の変更により特別の事情が生じたときは、この決定の全部もしくは一部を取り消し、またはこの決定の内容もしくはこれに付した条件を変更することがある。
- (4) 補助事業等の遂行にあたっては、この内容の決定およびこれに付した条件に従い、善良な管理者の注意をもってこれにあたること。
- (5) 補助事業等の遂行の状況に関し、必要に応じ、報告を求め、調査をすることがある。
- (6) 次のいずれかに該当するときは、この補助金等の交付の決定の全部または一部を取り消し、当該取り消しに係る部分に関し、すでに補助金等が交付されているときは、期限を定めて、その返還を命ずることがある。

この場合、補助金等の額の確定後においても同様とする。

  - (ア) この補助金等を他の用途に使用したとき。
  - (イ) この補助金等の交付の決定の内容またはこれに付した条件に違反したとき。
  - (ウ) 法令または函館市補助金等交付規則に基づく市長の措置に違反したとき。
  - (エ) 天災地変その他補助金等の交付の決定後生じた事情変更により、補助金等の全部または一部を継続する必要がなくなったとき。
  - (オ) 虚偽の申請その他不正な行為があったとき。
- (7) 補助事業者は、この補助事業等について、帳簿その他の関係書類を備え、これを整理しておくとともに、この補助事業等の完了の日の属する年度の翌年度の初日から5年間保存しなければならない。

別記第 8 号様式（第 8 条関係）

年度 補助金不交付決定通知書

函 保 生  
年 月 日

住所

氏名 様

函館市長 印

補助事業の名称 年度函館市公衆浴場経営安定化事業

年 月 日付で申請のあった上記の補助事業については、内容審査の結果、補助金の不交付を決定したので、函館市公衆浴場経営安定化事業補助金交付要綱第 8 条第 3 項の規定により通知します。